調査実施日 平成28年6月23日(木)

生徒・保護者のみなさんへ

「平成28年度中学生チャレンジテスト(3年生)」を実施します。

大阪府教育委員会

調査の目的

- 大阪府教育委員会、市町村教育委員会及び学校が、生徒の学力の状況をつかむことで、教育 の成果と課題を明らかにし、今後の教育にいかします。
- 生徒のみなさんが、自分の学習の到達状況を正しく知ることにより、自分の学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高めます。
- 大阪府教育委員会が、調査結果を使って、大阪府公立高等学校入学者選抜の調査書に記載する評定が、公平性の高いものであるかどうかを確認する資料を作成し、市町村教育委員会と学校に提供します。

調査の内容

- 対象:府内の市町村立中学校、義務教育学校後期課程、特別支援学校及び府立支援学校 中学部の第3学年の生徒
- 教科:国語、社会、数学、理科、英語 (英語はリスニング問題を含む)
- 出題形式:選択式問題(選択肢から選んで答える問題)短答式問題(短い語句や数値等で答える問題)記述式問題(長い語句や文章等で答える問題)
- 調査時間: 1 教科あたり 45 分

時間割

1時限目	2 時限目	3 時限目	4時限目	5 時限目
国語	社会	数学	理科	英語

[※]開始時刻は、各学校で決めます。

出題範囲等について

国語

◆ 中学校2年生までに学習したすべての内容

以下の題材を用いて、内容を正確に理解したり、適切に表現したりすることについて出題します。

- 漢字の読み・書き、言葉の特徴やきまり、伝統的な言語文化に関すること
- 文学的な文章、説明的な文章、古典など
- 児童・生徒が作成したもの、その他図表等を含むさまざまな種類の資料
- ○書写(楷書と行書)に関すること

社会

- ◆ 地理的分野 地理の教科書のすべての内容
- ◆ 歴史的分野《出題範囲を取り扱うページ》

発行者	歴史的分野	ページ
東京書籍	「第6章 1節 第一次世界大戦と日本」まで	P.5~P.197
教育出版	「第7章 2 大正デモクラシー」まで	P.4~P.205
帝国書院	「第5部 6章 高まるデモクラシーの意識」まで	P.1~P.201
日本文教出版	「第5編 第2章 2 大正デモクラシーの時代」まで	P.6~P.219

※上記以外のページにある資料等(年表、演習、コラムなど)で、上記出題範囲の内容であるものも含みます。

数学

- ◆ 1,2年生の教科書のすべての内容
- ◆ 3年生《出題範囲を取り扱うページ》

発行者	単元名	ページ
東京書籍	1章 多項式	P.8~P.35
学校図書	1章 式の計算	P.12~P.45
教育出版	1章 式の計算	P.9~P.44
啓林館	1章 式の展開と因数分解	P.12~P.39
数研出版	1章 式の計算	P.14~P.43
日本文教出版	1章 式の展開と因数分解	P.10~P.45

※上記以外のページにある資料等(年表、演習、コラムなど)で、上記出題範囲の内容であるものも含みます。

理科

◆ 1,2年生の教科書のすべての内容

英語

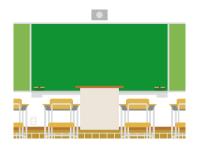
- ◆ 1,2年生の教科書のすべての内容
- ◆ 3年生《出題範囲を取り扱うページ》

発行者	単元名	ページ
東京書籍	Unit0, Unit1	P.4~P.15
開隆堂	Classroom English, PROGRAM1	P.6~P.15
学校図書	Pre-lesson, Lesson1	P.5~P.15
三省堂	Lesson1	P.6~P.10
教育出版	Lesson1	P.4~P.13

※上記以外のページにある資料等(年表、演習、コラムなど)で、上記出題範囲の内容であるものも含みます。

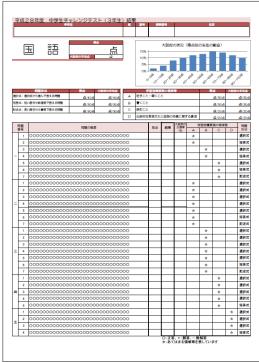
結果の提供について

- 生徒一人ひとりの結果を個人票で提供します。
- 個人票には、生徒個人と大阪府全体の調査結果を記載しています。
- 個人票は、平成28年9月頃に各学校から生徒のみなさんに 提供される予定です。



※事業の一部(調査問題の配送・回収、採点・集計等)は、大阪府教育委員会が 民間機関に委託して実施します。

生徒のみなさんに提供される個人票のイメージ



大阪府公立高等学校入学者選抜の調査書の評定について

- 各学校が調査書に記載する第3学年の評定は、以下の方法で決定します。
 - (1) 中学2年生の1月に実施したチャレンジテストの結果を使って、大阪府教育委員会が中学3年生の「府全体の評定平均」を求めます。
 - (2) 各学校は、「府全体の評定平均」と中学3年生の6月に実施するチャレンジテスト(本テスト)の 結果を活用し、自校の「評定平均の範囲」を求めます。
 - (3)各学校は、目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)5段階で各生徒の評定を定めます。その際、学校の評定平均が、(2)で求めた「評定平均の範囲」内にあることを確認します。
 - (例) 「府全体の評定平均」が、3.22 であった場合

	X中学校	Y中学校	府全体
中3チャレンジテストの平均点	57.0 点	63.0 点	60.0 点
中3チャレンジテストの対府比[A]	0.95	1.05	1.00
評定平均の目安[B] (「府全体の評定平均」×[A])	3.06	3.38	3.22
評定平均の範囲 ([B]-0.30~[B]+0.30)	2.76~3.36	3.08~3.68	_

- ・中学3年生で実施するチャレンジテスト(本テスト)の各学校の平均点と大阪府の平均点との比(対府比)を「府全体の評定平均」 に乗じて得られる数値を各学校の「評定平均の目安」とします。
- ・「評定平均の目安」±0.30 を「評定平均の範囲」とします。